

【令和7年3月24日公布 令和7年三浦市条例第7号】

三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三浦市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「前条」を「第8条第1項」に改め、同条第3項中「前条」を「第8条第1項」に改め、同条第4項中「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第14条第1項中「定める者」の次に「（第18条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（三浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 三浦市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三浦市条例第1号）

の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 1 条中三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の改正規定（「前条」を「第 8 条第 1 項」に改める部分に限る。）、同条第 3 項の改正規定、同条第 4 項の改正規定（「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 施行日以後の日を時間外勤務の制限の初日とする第 1 条の規定による改正後の三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても当該請求を行うことができる。